

沖縄市情報公開条例施行規則

(平成 14 年 2 月 15 日規則第 3 号)

改正 平成 18 年 3 月 16 日規則第 4 号 平成 28 年 3 月 30 日規則第 14 号

平成 30 年 7 月 27 日規則第 54 号 令和 2 年 8 月 31 日規則第 53 号

令和 5 年 3 月 31 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市長の管理する公文書の公開について、沖縄市情報公開条例(平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求書の記載事項等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する事項は、公開の方法の区分とする。

2 条例第 7 条第 1 項の規定による請求書の提出は、公文書公開請求書(様式第 1 号)により行うものとする。

3 条例第 7 条第 2 項の規定による補正の求めは、補正通知書(様式第 2 号)により行うものとする。

4 前項の補正の求めを受けた請求者が当該補正を行うときは、補正書(様式第 3 号)によるものとする。

(公開決定等の通知)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規定による決定の通知は、公文書を公開する場合は公文書公開決定通知書(様式第 4 号)又は公文書部分公開決定通知書(様式第 5 号)により行い、公文書を非公開とする場合は公文書非公開決定通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

(公開決定等の期間延長通知)

第 5 条 条例第 8 条第 5 項の規定による公開決定等の期間の延長に係る通知は、公文書公開決定等の期間延長通知書(様式第 7 号)により行うものとする。

(審議会への報告)

第 5 条の 2 条例第 8 条第 6 項の規定による沖縄市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会への報告は、権利の濫用を理由とする公文書公開請求拒否報告書(様式第 8 号)により行うものとする。

(公開決定等の期限特例通知)

第 5 条の 3 条例第 8 条の 2 の規定による公開決定等の期限の特例に係る通知は、公文書公開決定等の期限特例通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第5条の4 条例第8条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第8条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 条例第6条第1項第2号エ又は同項第3号ウの規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第8条の3第1項及び第2項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

4 条例第8条の3第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会の付与は、公文書公開決定等に係る意見書（様式第11号）により行うものとする。

5 条例第8条の3第3項の規定による通知は、公文書公開決定に係る通知書（様式第12号）により行うものとする。

（公開の方法）

第6条 条例第9条第2項の規定による公文書の閲覧又は写しの交付は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 市長は、前項の日時を、請求者の意見を聴いた上で決定するものとする。ただし、請求者と連絡が取れない等の理由により意見を聴くことができないときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

4 第1項の規定により公文書を閲覧する者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取扱いなければならない。

5 市長は、前項の規定に反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

6 条例第9条第4項の規定による催告は、公文書の公開の実施に係る催告書（様式第13号）により行うものとする。

7 条例第9条第6項において準用する同条第4項の規定による催告は、納付催告書（様式第14号）により行うものとする。

（費用の納付）

第7条 条例第10条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用の額は、別表のとおりとする。

（審査会への諮問の方法）

第8条 条例第11条の2第1項の規定による審査会への諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 公文書公開請求書の写し
- (3) 第4条に規定する通知書の写し
- (4) 条例第11条の2第2項に規定する弁明書の写し
- (5) その他審査の参考となる資料
(指定管理者の情報公開)

第8条の2 市長は、指定管理者に対して、公の施設の管理に係る文書の公開が適切に行われるよう当該文書の管理について適宜報告を求め、助言又は指示を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 指定管理者は、条例第14条の2第2項に規定する実施機関からの求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

(公文書目録等)

第9条 市長は、条例第15条の規定により作成した次に掲げる公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料(以下「公文書目録等」という。)を備え置き、その写しを市政情報センターに送付するものとする。

- (1) ファイル管理表
- (2) 文書保存票
- (3) その他市長が別に定める公文書目録等

2 前項の規定により送付された公文書目録等の写しは、市政情報センターにおいて備え置くものとする。

(運用状況の公表)

第10条 条例第16条の規定による運用状況は、年度毎の公開請求件数、公開件数、非公開件数その他必要な事項について、当該年度の翌年度5月末日までに公表するものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月27日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年8月31日規則第53号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

	公文書の種別	交付する写し又は複製物		金額
写しの作成に要する費用	文書又は図画	複写機により用紙に白黒で複写した場合	①日本産業規格A列3判又は4判	1枚につき10円
			②日本産業規格B列4判又は5判	
	複写機により用紙にカラーで複写した場合	③日本産業規格A列1判又は2判	1枚につき80円	
		①日本産業規格A列4判	1枚につき50円	
		②日本産業規格B列4判又は5判		
		③日本産業規格A列3判	1枚につき80円	
	④日本産業規格A列1判又は2判	1枚につき180円		
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写した場合	CD-R 1枚につき100円	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写した場合	DVD-R 1枚につき120円		
	その他の場合	実費相当額		
電磁的記録	用紙に白黒で出力した場合	①日本産業規格A列3判又は4判	1枚につき10円	
		②日本産業規格B列4判又は5判		

		③日本産業規格A列1判又は2判	1枚につき80円
	用紙にカラーで出力した場合	①日本産業規格A列4判	1枚につき50円
		②日本産業規格B列4判又は5判	
		③日本産業規格A列3判	1枚につき80円
		④日本産業規格A列1判又は2判	1枚につき180円
	CD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写した場合		CD-R 1枚につき100円
	DVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写した場合		DVD-R 1枚につき120円
	その他の場合		実費相当額
写しの送付に要する費用	郵便等による送付		実費相当額

備考 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。

公文書公開請求書

沖縄市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

沖縄市情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求する公文書 の内容	公文書を特定することができるように公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。
（公開の方法 該当する□内 にレ印を記入 して下さい。）	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）

※以下の欄の記入は不要です。

市 記 入 欄	主 管 課	
	備 考	

第 号
年 月 日

補 正 通 知 書

様

沖縄市長

年 月 日付けで提出された公文書公開請求書について、次のとおり不備がありますので、沖縄市情報公開条例第7条第2項の規定により、補正を求めます。

請求のあった 公文書の内容	
補正を求める 事 項	
補 正 書 の 提 出 期 限	年 月 日
補 正 の 参 考 と な る 情 報	
主 管 課	部 課 電話番号 内線

- 備考 1 補正は、補正書（様式第3号）により行ってください。
- 2 この補正に要した日数は、沖縄市情報公開条例第8条第1項本文に規定する公開決定等の期間に算入されません。
- 3 提出期限までに補正書（様式第3号）の提出がない場合は、今回の公開請求については、応じられないことがあります。

年 月 日

補 正 書

沖縄市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった公文書公開請求書の補正の内容については、次のとおりです。

補 正 の 内 容	
-----------	--

第 号
年 月 日

公文書公開決定通知書

様

沖縄市長

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、沖縄市情報公開条例第8条第1項の規定により、その全部を公開することを決定しましたので同条第2項の規定により通知します。

1. 請求のあった公文書の内容			
2. 公開することと決定した公文書の名称			
3. 公開の日時（期間）及び場所又は費用の納付期限			
来庁による 公開 （ご都合の悪い場合には、あらかじめその旨を主管課までご連絡ください。）	閲覧	日時： 年 月 日 (午前・午後) 時～(午前・午後) 時までの間 場所：	
	写しの 交付	期間： 年 月 日～ 年 月 日までの間 場所：	
郵送による 公開	費用の 納付期限	年 月 日	納付の確認ができ次第、写しを送付します。
主管課	部	課 電話番号	内線

備考 公文書の公開を受ける際には、この通知書を主管課の職員に提示してください。

[教示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄市を被告として（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

公文書部分公開決定通知書

様

沖縄市長

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、沖縄市情報公開条例第8条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することを決定しましたので同条第2項の規定により通知します。

1. 請求のあった公文書の内容			
2. 一部公開することと決定した公文書の名称			
3. 公開しないこととする部分			
4. 公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由			
根拠規定：沖縄市情報公開条例第6条第1項第 号（非公開情報）に該当適用の理由：			
5. 公開の日時（期間）及び場所又は費用の納付期限			
来庁による 公開 （ご都合の悪い場合には、あらかじめその旨を主管課までご連絡ください。）	閲 覧	日時： 年 月 日 （午前・午後） 時～（午前・午後） 時までの間 場所：	
	写 し の 交 付	期間： 年 月 日～ 年 月 日までの間 場所：	
郵送による 公開	費 用 の 納 付 期 限	年 月 日	納付の確認ができ次第、写しを送付します。
※時限公開 のお知らせ	年 月 日以後であれば、非公開部分を公開することができますので、改めて公開の請求をしてください。		
主 管 課	部	課 電話番号	内線

備考 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を主管課の職員に提示してください。

2 ※印の欄は、請求に係る公文書を非公開とする理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

[教示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄市を被告として（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

公文書非公開決定通知書

様

沖縄市長

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、沖縄市情報公開条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことを決定しましたので同条第2項の規定により通知します。

1. 請求のあった公文書の内容	
2. 公開しないことと決定した公文書の名称	
3. 公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由	
根拠規定	<input type="checkbox"/> 沖縄市情報公開条例第2条第1号(ア・イ)（適用除外）に該当 <input type="checkbox"/> 沖縄市情報公開条例第5条第3項（権利の濫用）に該当 <input type="checkbox"/> 沖縄市情報公開条例第6条第1項第 号（非公開情報）に該当 <input type="checkbox"/> 沖縄市情報公開条例第17条第 項（適用除外）に該当 <input type="checkbox"/> 公文書不存在
適用の理由	
※時限公開のお知らせ	年 月 日以後であれば、非公開部分を公開することができますので、改めて公開の請求をしてください。
主管課	部 課 電話番号 内線

備考 ※印の欄は、請求に係る公文書を非公開とする理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

[教示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄市を被告として（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

公文書公開決定等の期間延長通知書

様

沖縄市長

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、沖縄市情報公開条例第8条第1項に規定する期間内において、同項の決定をすることができないため、同条第5項の規定により、期間の延長を次のとおり通知します。

請求のあった公文書の内容	
沖縄市情報公開条例第8条第1項の規定による決定までの期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定までの期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
主管課	部 課 電話番号 内線

沖縄市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会
会長 様

沖縄市長

権利の濫用を理由とする公文書公開請求拒否報告書

次の公文書公開請求については、権利の濫用に当たるとして、沖縄市情報公開条例第5条第3項の規定により、公文書公開請求の拒否を行いましたので、同条例第8条第6項の規定により、貴審議会に報告します。

請求年月日	年 月 日	受付番号	
公文書公開請求のあった公文書の内容			
沖縄市情報公開条例第5条第3項（権利の濫用）を適用した理由、請求手続に係る経緯、内容その他の事項			
主管課	部 課	担当者	内線

第 号
年 月 日

公文書公開決定等の期限特例通知書

様

沖縄市長

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、沖縄市情報公開条例第8条第1項及び第5項に規定する期間内において、公開するかどうかの決定をすることができませんので、同条例第8条の2第1項の規定により、次のとおり公開決定等に係る期間を定めたので通知します。

請求のあった公文書の内容		
沖縄市情報公開条例第8条の2第1項を適用する理由		
請求のあった公文書のうちの相当の部分について公開決定等をする期間及び部分	期間	年 月 日から 年 月 日まで
	部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日	
主管課	部	課 電話番号 内線

第 年 月 日 号

公文書公開決定等に係る意見照会書

様

沖縄市長

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書について、沖縄市情報公開条例第7条第1項の規定により、公文書の公開請求がありましたので、同条例第8条の3第 項の規定により通知します。

この公文書を公開することに関し、ご意見があれば、意見書を提出することができますので、意見書を提出する場合は、以下の提出期限までに提出してください。

公開請求に係る公文書の名称	
公開請求の年 月 日	年 月 日
公開請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
沖縄市情報公開条例第6条第1項第2号エ又は第3号ウの規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	沖縄市情報公開条例第6条第1項第 号 を適用 [理由]
提出期限	年 月 日
提出先（主管課）	所在地 〒 部 課（担当 ） 電話番号 内線

備考 沖縄市情報公開条例第8条の3第1項の規定に基づき意見照会を行う場合は、「沖縄市情報公開条例第6条第1項第2号エ又は第3号ウの規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由」の欄は、記入不要。

年 月 日

公文書公開決定等に係る意見書

沖縄市長 様

氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住 所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

〒

連絡先（連絡先が上記本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・電話番号）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件についての意見は、
次のとおりです。

公開請求に係る 公文書の名称	
あなた（貴団体） の情報の公開に ついての意見	<input type="checkbox"/> 公開してもよい。 <input type="checkbox"/> 公開に反対する。
公開決定に反対 する場合の理由	

備考 1 のある欄は、該当する内に \blacktriangleright 印を記入してください。

2 「公開に反対する。」を選択した場合は、「公開決定に反対する場合の理由」の欄も記載してください。

第 号
年 月 日

公文書公開決定に係る通知書

様

沖縄市長

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書について、沖縄市情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書を公開することと決定しましたので、同条例第8条の3第3項の規定により通知します。

公開請求に係る 公文書の名称	
公開決定をしたあなた（貴団体）に関する情報の内容及びその理由	
公開を実施する日	年 月 日
主 管 課	部 課 電話番号 内線

[教示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄市を被告として（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

公文書の公開の実施に係る催告書

様

沖縄市長

下記公文書の公開について、 年 月 日付け 第 号により通知した日時（期間）における公開の実施に応じなかったため、沖縄市情報公開条例第9条第4項の規定により、改めて公開の実施の日時（期間）及び場所を指定します。

なお、今回改めて指定した日時（期間）において、正当な理由なく公開の実施に応じないときは、同条第5項の規定により、公文書の公開を実施したものとみなすことがあります。

請求のあった公文書の内容		
改めて指定する公開の実施の日時（期間）及び場所		
来庁による公開	閲覧	日時： 年 月 日 (午前・午後) 時～(午前・午後) 時までの間 場所：
	写しの交付	期間： 年 月 日～ 年 月 日までの間 場所：
主管課	部 課	電話番号 内線

第 号
年 月 日

納 付 催 告 書

様

沖縄市長

下記公文書の公開について、 年 月 日付け 第 号により通知した公文書の写しの交付に係る費用（写しの作成及び送付に要する費用）について、納付期限（ 年 月 日）を過ぎておりますが、 年 月 日現在まだ納付を確認できておりません。

したがって、沖縄市情報公開条例第9条第6項の規定において準用する同条第4項の規定により、改めて納付の期限を指定しますので、下記納付期限までに同封した納付書により納付してください。

なお、正当な理由なく下記納付期限までに納付がないときは、同条第7項の規定において準用する同条第5項の規定により、公文書の公開を実施したものとみなすことがあります。

請求のあった 公文書の内容	
改めて指定 する納付期限	年 月 日
主 管 課	部 課 電話番号 内線